

2024年6月6日

## 公共図書館・学校図書館に働く非正規雇用職員の待遇改善を求めるアピール（案）

日常の生活環境から書店が姿を消している中で、本や雑誌と出会うことができ、確実な情報にアクセスできる公共図書館や学校図書館の役割はますます重要になっています。公共図書館職員、学校図書館職員の70%以上は、非正規雇用職員です。自治体の会計年度任用職員、民間委託や指定管理者制度等の職員は、日々現場で利用者や子ども、生徒たちに向き合い、研鑽を積み、専門的な仕事にあたっています。公共図書館・学校図書館は非正規雇用職員によって支えられています。

しかし、有期雇用への不安、独立して生計を立てることのできない低賃金、正規雇用職員と大きな格差がある諸手当・休暇・昇給制度等の多くの問題をかかえています。それでも仕事への情熱と責任感を持ち多くの非正規雇用職員は頑張っています。典型的な「やりがい搾取」です。

また、「主たる生計保持者ではない」ことを前提にした雇用条件のため、必然的に非正規雇用職員の多くが女性です。自治体は間接的に、女性差別的状況をつくっています。

私たちは公共図書館・学校図書館の充実と発展のために、急務である非正規雇用職員の待遇改善を求め、関係団体や個人が協力して、本集会を開催することにしました。

非正規雇用職員が、専門性ある仕事の経験を積み重ねていけるよう、経験による知識やスキルの蓄積を適正に評価することで、安心して働き続けられる環境が求められます。

司書課程を履修している学生が、非正規雇用や低賃金を理由に、公共図書館職員、学校図書館職員をめざさなくなっています。図書館職員を職業としてめざせるよう、雇用不安なく、独立して生活できる額の賃金などの待遇改善が必要になります。

非正規雇用職員も正規職員と同様に、公共図書館職員の一員であり、学校の教職員の一員です。職場内で、職員の一員として正當に扱われるよう、情報の入手や諸待遇に格差がないことが重要です。学校図書館の場合は、雇用形態が多岐にわたる上に、多くは一人職種であることから、特にこの点の配慮が必要になります。

指定管理者や委託、派遣等で働く図書館職員の処遇を改善するために、自治体は公契約条例の制定を促進するなど、適正な人件費を見積もってもらいたいものです。また国は、公契約法の制定、最低賃金法の特定最低賃金の活用、同一労働同一賃金法の積極的な推進など、官製ワーキングプア状態の職員を生まないような施策を実施してほしいと考えます。

図書館で働く職員は、本来任期の定めのない正規職員であることが望まれます。将来的に、非正規雇用職員を正規職員に置き換えていくしくみの構築をめざして、私たちは活動を続けていきます。

これでいいのか図書館 担い手にまっとうな待遇を求める院内集会参加者一同